

第 302 号丹波市商工会FAXレター

2020/5/13 発行

新型コロナウイルスの影響を受けておられる中小企業の皆様へ 主な貸付制度のご紹介

◎新型コロナウイルス危機対応貸付(兵庫県)

【対象者】最近 1 カ月間の売上高が前年同期に比べ 15%以上減少しており、かつ、その後の 2 カ月を含む 3 か月間の売上高が前年同期比で 15%以上減少することが見込まれるもの。

【資金使途】運転・設備資金【貸付利率等】0.70%

【保証】金融機関規定による【貸付限度額】2.8 億円

【融資期間】運転資金・設備資金 10 年以内(据置 2 年以内)

◎新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)

【対象者】一時的に業況の悪化をきたしており、最近 1 カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少した事業所 ※既存借入の借換え可能

【資金使途】運転・設備資金【貸付利率等】当初 3 年間基準利率-0.9%(残利率補給有)以降基準利率

【保証】無担保【貸付限度額】国民事業 3,000 万円・中小企業 3 億円

【融資期間】運転資金 15 年以内(据置 2 年以内)・設備資金 20 年以内(据置 2 年以内)

◎小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)(日本政策金融公庫)

【対象者】一時的に業況の悪化をきたしており、最近 1 カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少しており、商工会等の経営指導を受け商工会長等の推薦を受けた事業所

【資金使途】運転・設備資金【貸付利率等】当初 3 年間特別利率 F-0.9%(残利率補給有)以降特別利率 F

【保証】無担保【貸付限度額】1,000 万円

【融資期間】運転資金 7 年以内(据置 3 年以内)・設備資金 10 年以内(据置 4 年以内)

民間金融機関での実質無利子・無担保・措置最大 5 年・保証料 減免の融資の開始

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、中小企業者への資金繰り支援を強化するため、経済産業省では、信用保証制度を利用した都道府県等による制度融資に対し補助を行うことで、民間金融機関においても、**実質*無利子・無担保・据置最大 5 年の融資を可能とします。**

あわせて、信用保証料を半額又はゼロとします。また、民間金融機関の信用保証付き既往債務の実質無利子融資への借換えを可能とし、事業者の金利負担及び返済負担を軽減します。

本制度に基づく融資に関しては、金融機関を一元的窓口としてワンストップで効率的、迅速に各種手続きを行うことで、迅速な融資実行を推進します。

本制度は、5 月 1 日より順次各都道府県等にて開始しております。各金融機関のホームページをご参照のうえ、事業者の方は、お取引のある又はお近くの金融機関にお問合せください。

【対象者】売上高が 5%~15%減少しており、国が補助を行う都道府県等の制度融資において、セーフティネット保障 4 号・5 号、機器関連保証のいずれかを利用した場合。

【資金使途】運転・設備資金【保証】無担保(保証人は一定要件を満たせば不要)

【貸付限度額】3,000 万円【保証期間】保証料は全融資期間、利子補給は当初 3 年間

【融資期間】10 年以内(うち据置期間は 5 年以内)

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常の会員巡回を自粛しておりますことにご理解のほど、よろしくお願ひ致します。

しかし、コロナ関連の相談対応は随時行っておりますので、積極的にご連絡ください。

第 302 号丹波市商工会FAXレター

2020/5/13 発行

持続化給付金の申請が始まりました

新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給される制度です。

申請方法は原則 Web 上の電子申請になります。
スマートフォンでの申請も可能です。

◎給付額 中小企業：200万円まで
個人事業主：100万円まで

◎給付対象 前年同月比 50%以上減少している者
※中堅企業からフリーランスまで幅広く対象

◎必要書類 ①2019年確定申告書控え
②対象月の売上台帳
③通帳の写し
④免許証の写し(個人事業主のみ)

◎相談ダイヤル 持続化給付金事業
0120-115-570

雇用調整助成金等の相談会を開催します

雇用調整助成金とは、一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図る事業主に、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とした助成金です。

今回の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、雇用調整助成金の申請を検討される事業主様も多いかと思えます。そこで丹波市商工会では、「雇用調整助成金等の相談会」を開催し、申請手続きのお手伝いをさせていただきます。従業員を休ませざるを得ない事業主様はぜひこの機会に申請の手続きを行い、ご活用頂ければと思います。

※事前予約が必要ですので、日程等についてはお問い合わせください。

【開催日】毎週火・木曜日を予定

【時間】午後1時～午後5時 各1時間の相談

【会場】丹波市商工会 本所

【問合せ】丹波市商工会 後藤



おうちで楽しく過ごすための商品&サービスPRキャンペーン

新型コロナウイルスの影響で集客が落ち込んでいる状況を少しでも改善できればと、地元紙【丹波新聞社】様と共同で、『自粛期間をお家で楽しく過ごす為』の商品&サービスPRキャンペーンを商工会で企画しています。

丹波新聞の紙面で『自社の商品・サービス』をPRすると共に、商工会のHPでも特集掲載させていただきます。

もちろん料金は発生しません。家族で楽しく食卓を囲む為のデリバリーサービス。映画を楽しむ為のテレビや家電。ぐっすり眠る為の寝具などなど！ぜひこの機会にご利用ください。

(商品写真1枚・お店の人の写真1枚)の上、メール (shikata@tanba.or.jp) または LINE ID @586fciub でデータを送付ください。

詳しくはお問合せください。

【問合せ】第一経営支援課 四方



県・市町協調による休業要請事業者経営継続支援事業について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、支援金を県・市町が協調して支給します。

【対象要件】

- ① 兵庫県内に事業所を置く中小企業・個人事業主で令和2年3月1日以前に開業していること
- ② 令和2年4月または5月の売上が前年同月比で50%以上減少していること
- ③ 県の休業要請に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

対象となる施設、給付額については兵庫県のHPをご確認ください。

【問合せ】経営継続支援金相談ダイヤル

078-361-2281

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常の会員巡回を自粛しておりますことにご理解のほど、よろしくお願い致します。

しかし、コロナ関連の相談対応は随時行っておりますので、積極的にご連絡ください。